

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	漁船法	法令の番号	昭和25年法律第178号
許認可等の種類	登録票の検認	根拠条項	第13条
審査基準	<p>登録票の交付を受けた者は、その交付の日から5年を経過したとき及び前回の検認の日から5年を経過したとき、漁船及び登録票につき都道府県知事の検認を受けなければならない。</p> <p>検認の基準 次に掲げるものは検認の不合格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>登録番号、船名、所有者及び使用者の氏名が原簿のそれと相違するとき。</li> <li>船体を実測した主要寸法及び総トン数が原簿のそれと次の範囲を超える相違があるとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>長さ、幅、深さの各々について3%</li> <li>総トン数については10%</li> </ol> </li> <li>推進機関の種類又は馬力数が原簿のそれと相違するとき。</li> <li>推進機関に燃料の最大噴射量及び機関の最大回転数を制限する装置が取り付けられてないとき。</li> <li>当該漁船の設備その他から判断して実際の漁業種類と原簿のそれとが明らかに相違するとき。</li> <li>無線設備の実際と原簿のそれと相違するとき。</li> <li>実船の現状から判断して実際の進水年月日と原簿のそれとが明らかに相違しているとき。</li> </ol>		
	受付機関	水産課	処理機関
交付機関	水産課	標準処理期間	14日
		標準経由時間	—
		目次NO	26